

# 報道資料

令和5年5月31日  
総務部法務文書課公益法人係  
担当：杉村、石河  
0742-27-8329（直通）  
又は内線 2373

## 公益社団法人橿原経済倶楽部に対する勧告について

公益社団法人橿原経済倶楽部において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）における「役員<sup>(注)</sup>の3分の1規定」に違反していたことに関し、令和5年5月30日付けで、同法人に対し、公益法人認定法第28条第1項の規定による勧告を行いました。

この勧告は、奈良県公益認定等審議会から行政庁（奈良県知事）に対して行われた公益法人認定法第54条において読み替えて準用する公益法人認定法第46条第1項の規定による勧告に基づき行政庁（奈良県知事）が実施

### 1. 勧告の概要

#### (1) 勧告において求める措置

##### ①責任の所在の明確化及び責任者に対する適切な措置を含め、原因究明及び再発防止策の策定

※外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し、再調査の上、当該委員会の意見を踏まえて行うこと。

##### ②ガバナンスの確保

- ・役員<sup>(注)</sup>の職務権限規程の整備など、業務執行における意思決定プロセスの明確化
- ・コンプライアンス研修の実施など、役職員における法令遵守の徹底
- ・事務局の事務執行を適正に監督できる体制の構築

#### (2) 県への報告

令和5年8月31日（木）までに、上記（1）について必要な措置を講じた上で、報告すること。

### 2. 資料

資料1：公益社団法人橿原経済倶楽部の役員<sup>(注)</sup>の3分の1規定違反及び勧告の概要

資料2：知事から公益社団法人橿原経済倶楽部あて勧告書

資料3：奈良県公益認定等審議会から知事あて勧告書

資料4：公益法人の監督措置に係る手続の流れ

(注)「役員<sup>(注)</sup>の3分の1規定」とは

公益法人認定法第5条第11号において、公益法人は、他の同一の団体（公益法人を除く。）の役員である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであることが求められています（監事についても同様）。